

第3回公民館のコミュニティセンター化検討部会

日時 令和元年11月29日（金）
午後1時30分～午後3時30分（予定）
場所 浜田市役所4階 講堂 AB

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 議題

(1) 公民館及び地区まちづくり推進委員会の現状について

(2) 検討事項について

(3) 今後の予定について

12月19日（木）山口県周南市視察

12月23日（月）第4回公民館のコミュニティセンター化検討部会

4 その他

5 閉 会

第3回公民館のコミュニティセンター化検討部会名簿

1 部会委員

(敬称略・順不同)

No.	区 分	所 属	役 職	氏 名	備考
1	識見者	島根県立大学しまね地域研究センター	客員研究員	長 畑 実	部会長
2	関係行政機関	浜田市社会教育委員の会	会 長	富金原 完	副部会長
3	地区まちづくり 推進委員会	美川地区まちづくりネットワーク	会 長	大 谷 弘 幸	
4		今福地区まちづくり推進委員会	委 員	岩 崎 敏	
5		都川地区まちづくり推進委員会	会 長	新 森 増 美	
6		安城地区まちづくり推進委員会	委 員	岡 本 薫	
7		三隅自治区まちづくり会議	会 長	齋 藤 正 美	
8	公民館	長浜公民館	館 長	瀧 口 嘉 輝	
9		波佐公民館	館 長	楨 田 浪 子	
10		市木公民館	館 長	尾 崎 光 政	
11		杵束公民館	館 長	日下田 周 之	
12		黒沢公民館	館 長	三 浦 博 美	

2 浜田市

No.	職 名	氏 名	備考
1	地域政策部長	岡 田 泰 宏	
2	政策企画課長	岡 橋 正 人	
3	企画係長	大 屋 一 幸	
4	企画係 主任主事	原 田 美由紀	

3 事務局

No.	職 名	氏 名	備考
1	まちづくり推進課長	邊 寿 雄	
2	地域づくり推進係長	上 野 晃	
3	地域づくり推進係 主事	野 津 聖	
4	地域づくり推進係 主事	山 藤 通 子	
5	生涯学習課長	村 木 勝 也	
6	生涯学習係長	古 城 崇 浩	
7	生涯学習係 主任主事	藤 井 雄 也	
8	派遣社会教育主事	小 川 豊	
9	派遣社会教育主事	三 浦 洋 子	
10	図書館係 主事	喜代吉 鏡 子	
11	金城支所防災自治課長 (金城分室長)	原 田 俊 治	
12	地域振興係長	森 川 学	
13	教育振興係長	岩 崎 久 佳	
14	旭支所防災自治課長 (旭分室長)	佐々尾 昌 智	
15	地域振興係長 (教育振興係長)	稲 田 誠	
16	弥栄支所防災自治課長 (弥栄分室長)	三 浦 一 美	
17	地域振興係長 (教育振興係長)	田 中 健	
18	三隅支所防災自治課長 (三隅分室長)	小 松 寿 興	
19	地域振興係長 (教育振興係長)	田 倉 大 輔	

地区まちづくり推進委員会について

◆「地区まちづくり推進委員会」は、「新市まちづくり計画」において、「地域の個性を活かしたまちづくり」のための一つの手法として考案された。

住民自治組織等との協働によるまちづくりの推進

住民自治を進めるにあたっては、住民自らが主体となって地域課題の解決に向けた取り組みをすることが求められます。

そのために公民館を単位として、自治会をはじめ地域で活動する高齢者・女性・若者等の各種団体で構成する「地区まちづくり推進委員会（仮称）」の組織化を促します。この新しい住民自治組織を中心に住民が地域課題を共有するなかで、解決に向けた地域振興計画を作成し、行政との連携を図りながら計画の具現化に向けた取り組みができるよう行政においてもその環境を整えます。

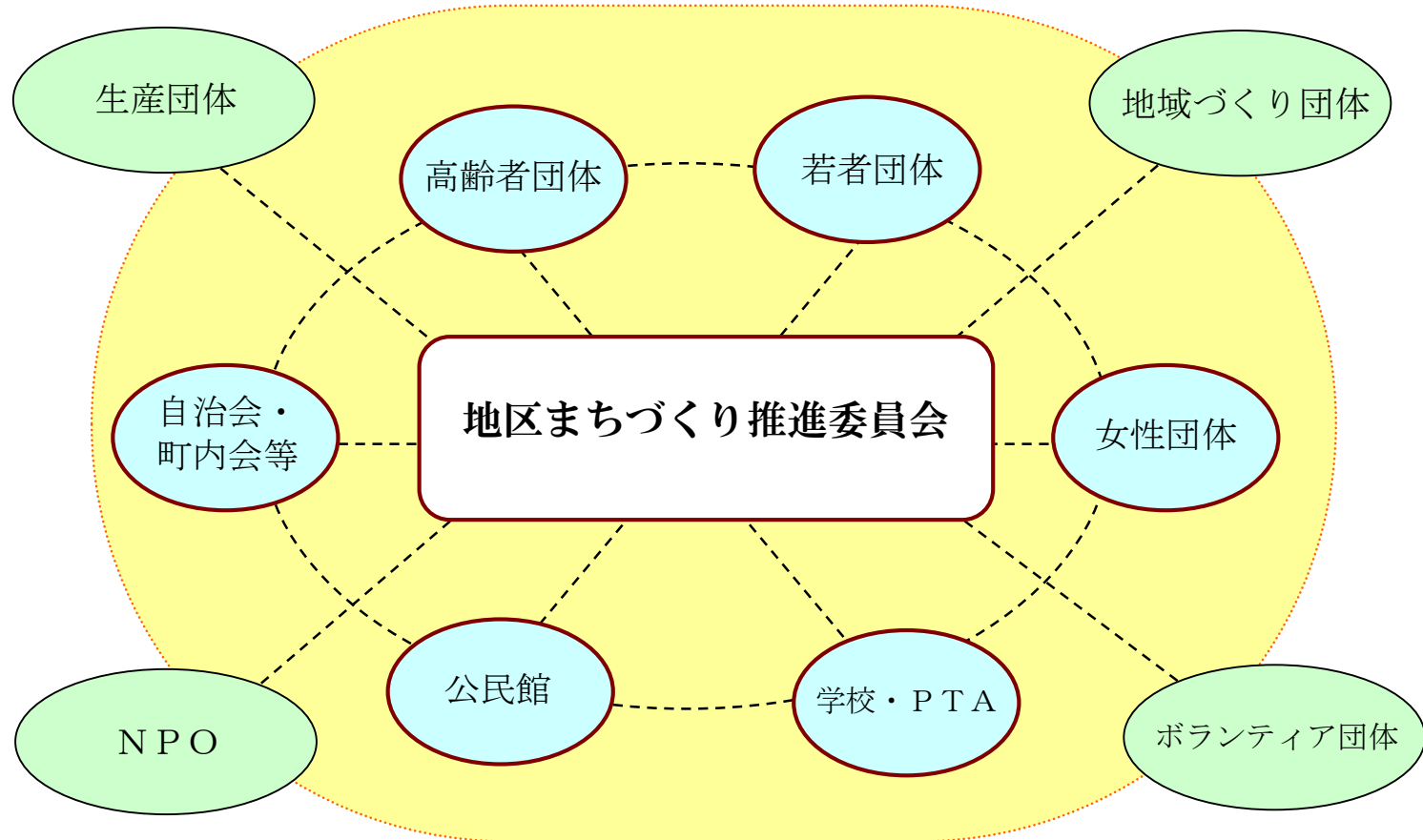
（浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町合併協議会『新市まちづくり計画』より抜粋。）

地区まちづくり推進委員会とは？

市立公民館や小学校区等の範囲又は一定の世帯数でまとまった町等で地区まちづくり推進委員会をつくり、一つの町内だけでは対応が難しい地域課題の解決や地域の活性化を図る住民自治の組織・枠組み。

地区まちづくり推進委員会のイメージ

地縁型コミュニティエリア



つなげる つながる 地域のWA!

地区まちづくり推進委員会の認定要件

① 市立公民館の区域内的の町内会等で組織

・・・旧那賀郡の全委員会、長浜、美川、大麻

② 小学校区単位の町内会等で組織

・・・みはし地域

③ 150世帯以上の「単一の町」で組織

・・・殿町、長沢町、日脚町、上府町など

④ 100世帯以上の「複数の町」で組織

・・・えびす新町、佐野・宇津井など

地区まちづくり推進委員会 設立団体一覧（自治区別）

令和元年10月1日現在

自治区	公民館		団体名称（行政区順）	所属町内数 ※1②	団体 設立日 ※2	設立年度	世帯数 ※3	組織率 (②/①)	
	No.	地区 町内数 ①							
浜田	1	浜田	120	① 外ノ浦・松原まちづくり推進委員会	9	令和元年9月28日	令和元年度	393	25.0%
				② 殿町まちづくり委員会	8	令和元年6月27日	令和元年度	525	
				③ 田町まちづくり推進委員会	7	平成28年6月10日	平成28年度	218	
				④ えびす新町まちづくり推進委員会	6	平成28年6月13日	平成28年度	111	
	2	石見	101	⑤ 浜田市長沢町まちづくり推進委員会	18	平成23年5月21日	平成23年度	1,713	66.3%
				⑥ みはし地域まちづくりネットワーク	33	平成25年8月28日	平成25年度	2,216	
				⑦ 後野町まちづくり推進委員会	8	平成28年4月23日	平成28年度	169	
				⑧ 佐野・宇津井地区まちづくり推進委員会	8	平成25年5月1日	平成25年度	169	
	3	長浜	28	⑨ 長浜地区まちづくり推進委員会	28	平成23年4月17日	平成23年度	2,555	100.0%
	4	周布	36	⑩ 日脚町まちづくり推進委員会	11	平成24年6月16日	平成24年度	834	30.6%
	5	大麻	3	⑪ 大麻地区まちづくり推進委員会	3	平成21年9月18日	平成21年度	126	100.0%
	6	美川	27	⑫ 美川地区まちづくりネットワーク	27	平成22年4月1日	平成22年度	854	100.0%
	7	国府	42	⑬ 上府町まちづくり推進委員会	7	平成24年4月1日	平成24年度	560	100.0%
				⑭ 国分の里まちづくりネットワーク	3	平成29年4月23日	平成29年度	170	
				⑮ とうがねまちづくり推進委員会	11	令和元年6月29日	令和元年度	813	
				⑯ 久代地区まちづくり推進委員会	4	平成28年6月4日	平成28年度	175	
				⑰ 下府町まちづくり推進委員会	9	平成25年4月1日	平成25年度	683	
				⑱ 宇野町・下有福町・大金町まちづくり推進委員会	8	平成26年9月27日	平成26年度	292	
357			公民館 7地区 地区まちづくり推進委員会 18団体	208			12,576	58.3%	
金城	8	久佐	8	⑲ 久佐地区まちづくり振興会	8	平成23年11月1日	平成23年度	149	100.0%
	9	今福	9	⑳ 今福地区まちづくり推進委員会	9	平成23年7月12日	平成23年度	224	100.0%
	10	美又	8	㉑ 美又湯気の里づくり委員会	8	平成23年6月21日	平成23年度	137	100.0%
	11	雲城	21	㉒ 雲城まちづくり委員会	21	平成23年6月23日	平成23年度	1,076	100.0%
	12	波佐	22	㉓ 縁の里づくり委員会	22	平成20年9月18日	平成20年度	310	100.0%
	13	小国							
68			公民館 6地区 地区まちづくり推進委員会 5団体	68			1,896	100.0%	
旭	14	今市	24	㉔ 今市地区まちづくり推進委員会	24	平成21年7月3日	平成21年度	700	100.0%
	15	木田	10	㉕ 木田まち自治会	10	平成22年8月26日	平成22年度	123	100.0%
	16	和田	10	㉖ 和田地区まちづくり推進委員会	10	平成22年4月25日	平成22年度	242	100.0%
	17	都川	4	㉗ 都川地区まちづくり推進委員会	4	平成23年5月30日	平成23年度	136	100.0%
	18	市木	7	㉘ 市木地区まちづくり推進委員会	7	平成23年3月26日	平成22年度	127	100.0%
	55			公民館 5地区 地区まちづくり推進委員会 5団体	55			1,328	100.0%
弥栄	19	安城	19	㉙ 安城地区まちづくり推進委員会	19	平成22年12月20日	平成22年度	376	100.0%
	20	杵束	11	㉚ 杵束地区まちづくり推進委員会	11	平成22年12月20日	平成22年度	293	100.0%
	30			公民館 2地区 地区まちづくり推進委員会 2団体	30			669	100.0%
三隅	21	岡見	20	㉛ 岡見地区まちづくり推進委員会	20	平成21年3月22日	平成20年度	572	100.0%
	22	三保	15	㉜ 三保地区まちづくり推進委員会	15	平成22年2月24日	平成21年度	779	100.0%
	23	白砂	4	㉝ 白砂まちづくり委員会	4	平成22年4月4日	平成22年度	120	100.0%
	24	三隅	21	㉞ 三隅地区まちづくり推進協議会	21	平成22年3月29日	平成21年度	905	100.0%
	25	黒沢	11	㉟ 黒沢まちづくり委員会	11	平成21年2月15日	平成20年度	125	100.0%
	26	井野	18	㊱ まちづくり推進委員会INO	18	平成21年4月28日	平成21年度	348	100.0%
89			公民館 6地区 地区まちづくり推進委員会 6団体	89			2,849	100.0%	
合計		599	公民館 26地区 地区まちづくり推進委員会 36団体	450			19,318	75.1%	

※1 所属町内数は、交付金算定基準等によるため、実際の町内会等自治組織の数とは一致しません。

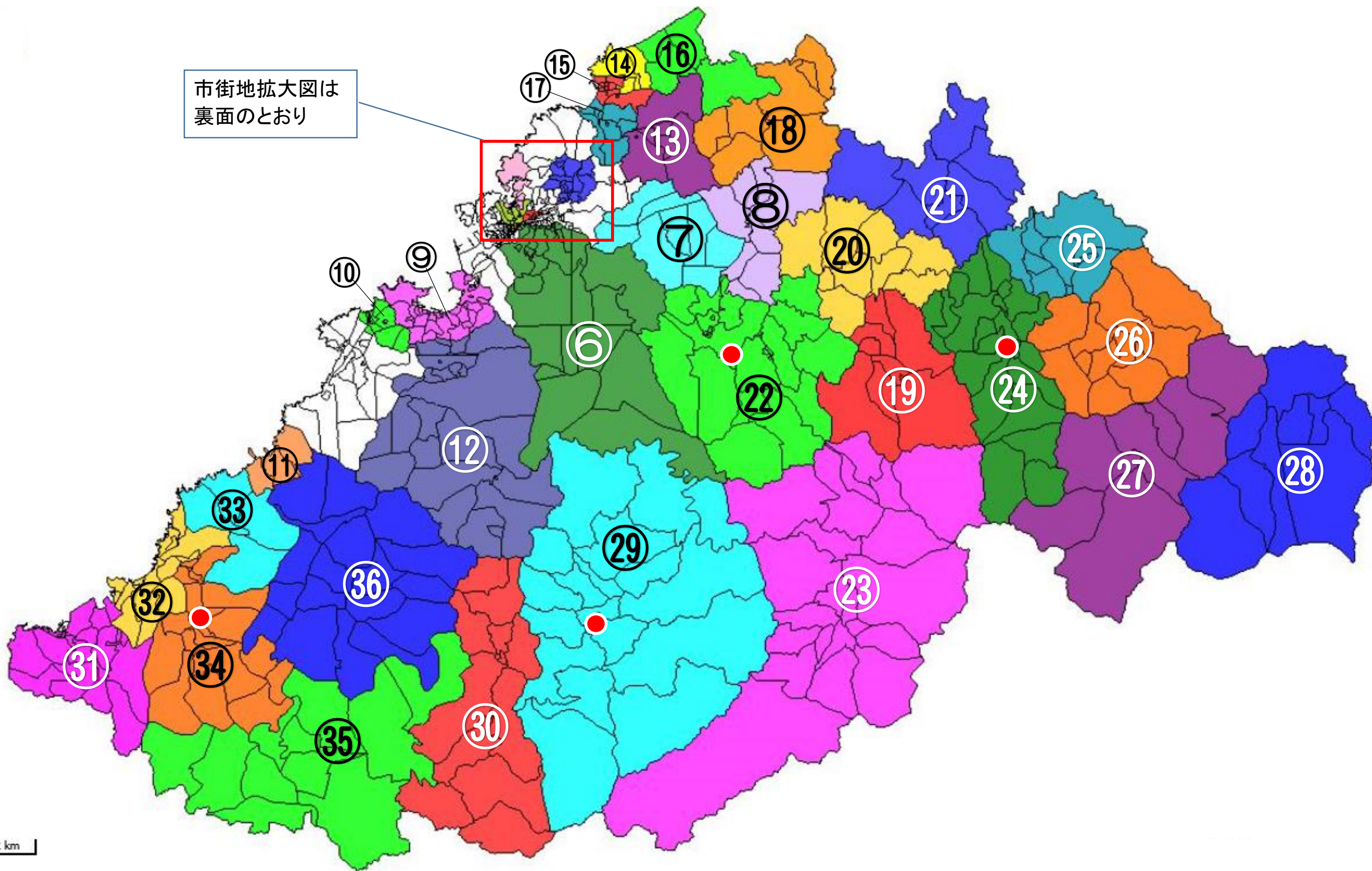
※2 団体の規約で確認しております。

地区まちづくり推進委員会の設立日と市による認定日は異なります。

※3 世帯数は、交付金算定基準日（平成31年2月1日）現在の住基情報の世帯数を掲載しています。

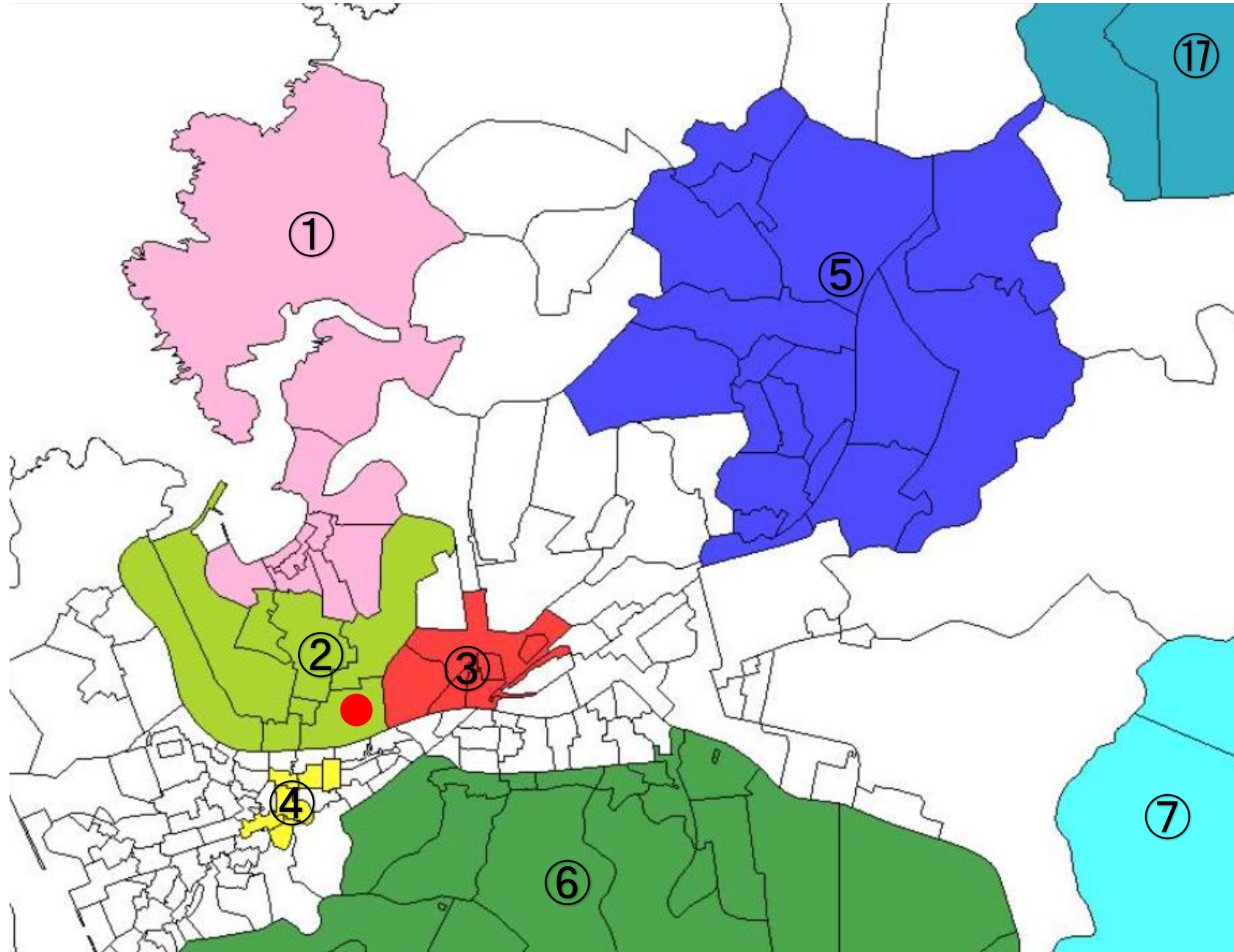
地区まちづくり推進委員会の設立状況図

市街地拡大図は裏面のとおりに



● 支所

市街地拡大図



● 浜田市役所

公民館のコミュニティセンター化に関連する事項

1 条例及び規則に規定されている事項

項目	浜田市（公民館） 【人口：53,533人 高齢化率：36.56%】	周南市（市民センター） 【人口：142,672人 高齢化率：32.40%】	坂井市（コミュニティセンター） 【人口：91,475人 高齢化率：27.90%】	関連する検討事項等
① 設置目的	<p>社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の目的を達成するため、法第24条の規定に基づき浜田市立公民館（以下「公民館」という。）を設置する。</p> <p>※社会教育法第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>地域の特性に応じた主体的かつ総合的な地域づくりを促進するとともに、一人ひとりの主体的な学びとしての生涯学習を推進することにより、活力ある持続可能な地域社会の実現を図るため、周南市市民センター（以下「センター」という。）を設置する。</p>	<p>坂井市まちづくり基本条例の理念に基づく市民と行政による協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力のある地域社会の実現に寄与するとともに、市民の地域づくり活動及び社会教育推進・生涯学習活動の拠点として、また、市民相互の交流を促進する場として坂井市コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（位置づけ） センターは、社会教育法第21条に基づく施設とみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的等の整理 <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活力ある地域社会の実現 ・協働のまちづくりの推進 <p>公民館が果たす機能・役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体のまちづくりの支援 ・社会教育・生涯学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法に基づく公民館の位置づけ
② 名称等	<p>名称 公民館</p> <p>施設数 26館（分館9館）</p>	<p>名称 市民センター</p> <p>施設数 36館</p>	<p>名称 コミュニティセンター</p> <p>施設数 23館（分館3館）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名称
③ 管理	<p>公民館の管理は、教育委員会が行う。</p>	<p>（規定なし）※市長部局が管理</p>	<p>（規定なし）※市長部局が管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市長部局が所管する場合の教育委員会の関わりや連携
④ 業務（事業）	<p>公民館は、法第20条の目的達成のために、おおむね次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 定期講座を開設すること。 2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。 	<p>センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域づくりの支援に関する事業 2) 生涯学習の推進に関する事業 3) 各種団体、組織及び機関等の連携に関する事業 4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業 <p>※(1)～(3)として具体的にどのような事業を行っているか視察にて確認予定</p>	<p>センターは、次に掲げる事業等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 協働のまちづくりを推進し、市民が行う自主的な地域づくり活動を支援する事業 2) 社会教育法第22条に規定する事業 3) 市民の交流を促進し、コミュニティの形成に資する事業 4) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業 5) その他市長が必要と認める事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの支援に関する事業の内容 →地域の状況に応じた支援（まちづくりを行う上での課題の整理） ・社会教育、生涯学習の推進に関する事業の内容 →基本的には現在の事業がベース
⑤ 職員	<ul style="list-style-type: none"> ・館長 ・主事 ・その他の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・所長 ・主事 ・その他の職員 <p>ただし、指定管理者が管理を行うセンターについては、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター長（以下「センター長」） ・その他必要な職員（以下「センター職員」） 	<ul style="list-style-type: none"> ・館長のフルタイム化及びそれに伴う人材確保 ・配置人員の考え方 ・連携主事の役割及び人材確保

項目	浜田市（公民館）	周南市（市民センター）	坂井市（コミュニティセンター）	関連する検討事項等																												
⑥ 職務	館長は、公民館の行う各種事業の企画、実施その他必要な事業を行い、所属職員を監督する。 主事その他の職員は、館長の命を受け館務に従事する。	（規定なし）	センター長は、上記事業を達成するため、市長の命を受けて、事務を掌握し、センター職員を指揮監督する。 センター職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。	・まちづくりの支援に係る土日及び夜間等の勤務への対応																												
⑦ 開館時間及び休館日	開館時間 ・9：00～21：00（浜田：日曜日は、17：00まで） 休館日（共通） ・国民の祝日に関する法律に定める祝日 ・12月29日～1月3日 休館日（自治区別） ・浜田：第1・3日曜日 ・三隅：日曜日（三隅公民館の体育館を除く） ・他：土曜日及び日曜日 館長は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時の休館日を設定することができる。	使用時間 ・8：30～22：00 休館日 ・12月29日～1月3日 市長が特に必要と認めるときは、使用時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。	使用時間 ・8：30～21：30（準備・片付け時間を含む） 休館日 ・国民の祝日に関する法律に定める祝日 ・12月29日～1月3日 ・第3日曜日 市長が特に必要と認めるときは、使用時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。	・開館時間と休館日の整理 ※配置人員とも関連																												
⑧ 使用料	使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が後納を認めるときは、この限りでない。 使用料規定のある公民館 ・美又公民館 ・久佐公民館 ・小国公民館 ・波佐公民館 ・三隅公民館（体育館のみ） ※部屋ごとに使用料の額を設定している。 ※全館、使用料とは別に「実費弁償」として冷暖房費等の実費を徴収している。	使用者は、別表に定める使用料の合計金額を前納しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、国若しくは公共団体が使用するとき、又は市長が認めるときは、後納することができる。 (主な使用料) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50㎡未満</td> <td>150円</td> <td>230円</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>50㎡以上</td> <td>640円</td> <td>930円</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>550円</td> <td>800円</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table> ※別に冷暖房費や附属設備費の規定あり。 ※営利目的等の場合には加算あり。	施設	午前	午後	夜間	50㎡未満	150円	230円	230円	50㎡以上	640円	930円	930円	調理実習室	550円	800円	800円	市長は、施設の使用を許可する場合において、別表に定める使用料を徴収するものとする。 (使用料) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1時間当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50㎡未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>50㎡以上100㎡未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>100㎡以上200㎡未満</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>200㎡以上300㎡未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>300㎡以上</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table> ※別に附属設備費の規定あり。 ※営利目的等の場合には加算あり。	区分	1時間当たり	50㎡未満	100円	50㎡以上100㎡未満	200円	100㎡以上200㎡未満	300円	200㎡以上300㎡未満	500円	300㎡以上	900円	・使用料の取り扱いの統一化 ・金額設定
施設	午前	午後	夜間																													
50㎡未満	150円	230円	230円																													
50㎡以上	640円	930円	930円																													
調理実習室	550円	800円	800円																													
区分	1時間当たり																															
50㎡未満	100円																															
50㎡以上100㎡未満	200円																															
100㎡以上200㎡未満	300円																															
200㎡以上300㎡未満	500円																															
300㎡以上	900円																															
⑨ 使用料の減免	教育委員会は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。	[免除] ・市又は教育委員会が主催又は共催する行事 ・設置目的に沿って市内の公共的団体が使用 ・保育所や学校等が保育や教育目的で使用 [5割減免] 市以外の官公庁や大学等が使用 [3割減免] 市又は教育委員会の後援行事	[免除] ・市又は教育委員会が主催又は共催する行事 ・市内の幼児、小中学生で組織される団体の使用 [5割減免] ・市又は教育委員会の後援行事 ・公益上必要と認める場合（5割以下の減免）	・減免基準																												

項目	浜田市（公民館）	周南市（市民センター）	坂井市（コミュニティセンター）	関連する検討事項等
⑩ 使用許可	<ul style="list-style-type: none"> ・事前申請、事前許可（必要に応じて条件付加） ・次の場合には許可しない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第23条に定められた行為又は集会 (2) 社会教育上不相当と認められる催し又は集会 (3) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがある催し又は集会 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる催し又は集会 (5) その他公民館の管理運営上支障があると認められる催し又は集会 <p>※社会教育法第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。</p> <p>一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。</p> <p>二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。</p> <p>2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前申請、事前許可（必要に応じて条件付加） ・次の場合には許可しない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 法の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき (2) センターの建物、附属設備、備品等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前申請、事前許可（必要に応じて条件付加） ・次の場合には許可しない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき (2) 危険物を使用するもので、火災、事故等発生のおそれがあると認められるとき (3) 施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき (4) 集団的又は常習的に暴力又は不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき (5) 入場料の徴収及び物品の販売又はこれに類する行為を行うおそれがあると認められるとき。ただし、市長が認める場合には、この限りでない (6) その他施設等の管理に支障があるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用制限（許可条件）の緩和 ・物品の販売を含む営利事業（営利の定義づけ） ・政治的、宗教的な利用 ・飲酒の取り扱い ・関係団体への事務スペースの提供 <p>※社会教育法に基づく公民館とする場合、法第23条の禁止行為について整理が必要。</p>
⑪ 運営推進委員	<p>社会教育法第22条に規定する事業を円滑に推進していくために、各地区の公民館に公民館運営推進委員を置くことができる。</p> <p>委員は20人以内とする。</p>	<p>※視察時に確認</p>	<p>センターにコミュニティセンター運営協議会を置くことができる。</p> <p>センター事業の企画運営について協議する。</p> <p>（構成員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会 ・地区区長会（連合自治会・自治会長会） ・社会教育関係者 ・学校教育関係者 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館運営推進委員の役割整理
⑫ 運営方式	<p>直営</p>	<p>センターの設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせることができる。</p> <p>指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの施設及び附属設備等の維持管理 ・センターの施設及び附属設備等の使用許可 ・前述の事業の実施 など 	<p>直営</p> <p>※指定管理等は検討課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的な委託を目指す検討体制（後述の評価検証組織とも関連） <p>今後の研究課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託方式 ・委託先

2 条例及び規則に規定されていない事項

項目	浜田市（公民館）	周南市（市民センター）	坂井市（コミュニティセンター）	関連する検討事項等
① 社会教育の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会生涯学習課が所管 県の派遣社会教育主事を配置（2名） 公民館主事 of 社会教育主事の資格取得を支援 	※視察時に確認	<ul style="list-style-type: none"> 連絡等にあたるセンター（旧市町に1か所：計4か所）に「社会教育指導員」を配置し、社会教育や地域づくりに関する指導・助言を行う。 補助執行により市長部局の職員がコミュニティセンターにおける社会教育を担当（H30視察時） ※法改正により、市長部局が社会教育施設を所管できるようになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育を（市長部局で）推進していく体制づくり （例） 市長部局が所管する場合の教育委員会の関わり・連携〔再掲〕 県の派遣社会教育主事の市長部局への配置 社会教育委員（の会）との連携
② 公民館の調整機能連絡体制	各館 公民館運営推進委員会 自治区 公民館連絡会 全市 公民館連絡協議会	※視察時に確認	各館 センター運営協議会 旧市町 センター地区連絡会 全市 センター連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> 現在の連絡体制 新しい公民館を評価検証し、サポートする全市組織
③ 公民館職員の育成	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会（県西部社会教育研修センター主催、市主催など）への参加 社会教育主事の資格取得を支援〔再掲〕 	※視察時に確認	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会は、県公民館連合会に加盟し、センター職員に対して研修・情報交換の機会を提供 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館職員の育成方法 （例） 社会教育主事及び社会教育士の取得を支援する制度の整備 まちづくりに関する研修会への計画的参加

3 部会における検討過程において又は検討を踏まえて市として対応・検討が必要な事項

- 必要な予算措置（人件費、活動費、施設管理費等）
- 担当課及び関係課の機構、体制、職員配置
- 人口規模等に応じた公民館区の考え方（特に浜田公民館、石見公民館エリア）